

【 参 考 資 料 】

1 平成25年度土木局関係事業負担率表

【平成24年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名			補助 単独	負担区分		
				国	県	地元
道路改良費	国道	一次一般	補助	5.5/10	4.5/10	—
		二次 <small>下の記以外 都市計画決定 済で4車線以上 のもの</small>		5.5/10	4.5/10	—
		水特		1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	—
		離島		3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	—
	地方道	一般		1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	—
		水特		3/4, 2/3, 6/10, 5.5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4.5/10	—
		離島		5.5/10(6/10) [2/3]	4.5/10(4/10) [1/3]	—
		半島		5.5/10	4.5/10	—
特殊改良費	国道	一般	補助	15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
	地方道	一般		15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
自転車道整備費	地方道	補助	1/2	1/2	—	
凍雪害防止費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
防雪費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
道路災害防除費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
除雪費	作業・機械	補助	2/3	1/3	—	
交通安全施設費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
無電柱化推進事業費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
橋梁補修費	国道	補助	1/2	1/2	—	
交通安全施設費		単独	—	10/10	—	
道路改良費		単独	—	9/10	1/10	
道路舗装費		単独	—	9/10	1/10	
橋梁架換費		単独	—	14/15	1/15	
直轄 国道 改修費等 負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	—
	新設・改築			2/3(7/10)	1/3(3/10)	—
	交通安全	一 種		2/3	1/3	—
		二 種		1/2	1/2	—
	沿道環境	改 築		2/3	1/3	—
	電線共同溝			1/2	1/2	—
災 害		2/3	1/3	—		

注) 道路事業の()は、基幹道について適用する。[]は、離島架橋に適用する。

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(2) 河川事業

事業名		区分	負担区分			
			国	県	地元	
河改修川費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	—	
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—	
	特定構造物改築	補助	1/2	1/2	—	
	住宅市街地基盤整備	補助	1/2	1/2	—	
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行 補助	1/3	1/3	1/3	
河川環境整備費	統合河川環境整備	河川指定地域	補助	1/2	—	
		河川一般地域	補助	1/3	2/3	
	河川利用推進	県施行	補助	1/3	2/3	
		市町施行	補助	1/3	1/3	
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—	
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	—	
流域治水対策事業	流域治水対策事業	補助	1/2	1/2	—	
河川工作物対策事業費	応急対策事業	補助	1/2	1/2	—	
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—	
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	—	
河川災害復旧等関連緊急事業費		補助	1/2	1/2	—	
河川災害関連事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	—	
	災害関連	補助	1/2	1/2	—	
河川等災害特定関連事業費		補助	1/2	1/2	—	
河川等災害関連特別対策事業費		補助	4/10	6/10	—	
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2	—	
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	—	
堰堤改良事業費	ダム施設改良	補助	1/2	1/2	—	
	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	2/3	
		その他	補助	4/10	6/10	
	総合流域防災情報基盤	補助	1/2	1/2	—	
河川改良費		単独	—	10/10	—	
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模	直轄	7/10	3/10	—
		その他		2/3	1/3	—
	建設機械	改修・その他		2/3	1/3	—
		ダム		7/10	3/10	—
	特定構造物	河川工事		2/3	1/3	—
	都市水環境整備	河川行政		1/2	1/2	—
	災害			5.5/10	4.5/10	—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名		区分	負担区分			
			国	県	地元	
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・ 住宅関連	補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)	溪流	補助	1/2	1/2	—	
	一般		1/2	1/2	—	
離島振興事業(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊 対策事業費 (個別・総合流域 防災)	公共施設 関連	補助	大規模斜面 緊急改築	9.5/20	9.5/20	1/20
	一般		その他	4.5/10	4.5/10	1/10
			大規模斜面 緊急改築	4.5/10	4.5/10	1/10
			その他	2/5	2/5	1/5
砂防設備等緊急改築事業(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—	
災害関連緊急砂防事業費		補助	2/3	1/3	—	
災害関連緊急 地すべり対策 事業費	溪流	補助	2/3	1/3	—	
	一般		1/2	1/2	—	
災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業費	公共施設 関連	補助	大規模斜面	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
	一般		その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			大規模斜面	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他	2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急 急傾斜地崩壊 特別事業費	公共施設 関連	補助	大規模斜面	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
	一般		その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			大規模斜面	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他	2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
砂防激甚災害対策特別緊急事業費		補助	5.5/10	4.5/10	—	
特定緊急砂防事業費		補助	1/2	1/2	—	
特定緊急地すべり対策事業費		補助	1/2	1/2	—	
砂防基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—	
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—	
地すべり基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—	
雪崩対策事業費(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—	
通常砂防費		単独	—	10/10	—	
地すべり対策事業		単独	—	10/10	—	
急傾斜地崩壊 対策事業費	通常事業・緊急改築事業		—	1/2	1/2	
	災害関連 地域防災 がけ崩れ 対策事業	政令市	—	5/10	5/10	
		不交付団体	—	6.25/10	3.75/10	
		その他	—	7.5/10	2.5/10	
直轄砂防事業		直轄	2/3	1/3	—	

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半数以上の被害があるものについて適用

地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用

注) 平成24年度補正予算(緊急経済対策分)に基づき実施する事業については、市町(地元)負担金は徴収しない。

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
高潮対策	一般		補助	5/10	4/10	1/10
	離島			11/20	8/20	1/20
	老朽化対策緊急(一般)			5/10	4/10	1/10
	老朽化対策緊急(離島)			11/20	8/20	1/20
海岸環境整備事業費			補助	10/30	17/30	3/30
				10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設費	高潮	一般	補助	2/5	5/10	1/10
		離島		1/2	4/10	1/10
	老朽化対策緊急	11/20		8/20	1/20	
港湾海岸環境整備事業	一般		補助	1/3	17/30	3/30
	離島			1/3	18.5/30	1.5/30
港湾海岸災害関連事業費	一般		補助	5/10	5/10	—
	離島			11/20	9/20	—
直轄海岸保全施設整備費負担金			直轄	2/3	1/3	—

(5) 港湾事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
港湾改修費	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		その他		5/10	2.5/10	2.5/10
	地方	一般	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		離島		8/10	2/10	—
		水域・外郭係留・臨港交通施設		6/10	3/10	1/10
局部改良	一般	1/3	5/12	3/12		
離島振興事業費			補助	5/10	9/20	1/20
港湾環境整備事業費	緑地	一般	補助	5/10	1/4	1/4
		離島		1/3	5/12	3/12
	産業廃棄物(一般廃棄)	5/10		0.9/2	0.1/2	
	産業廃棄物(埋立護岸)	1/3		3.7/6	0.3/6	
	覆砂等及び海浜整備	2.5/10		2/4	1/4	
	海域環境創造	5/10		2.5/10	2.5/10	
	沈廃船処理	1/3		2/3	—	
効果促進事業			補助	5/10	1/4	1/4
港湾補修費	一般		補助	1/3	2/3	—
	離島			5/10	5/10	—
長寿命化計画策定事業	一般		補助	4/10	6/10	—
	離島			6/10	4/10	—
港湾整備交付金事業	一般		補助	4/10	3.5/10	2.5/10
	離島	水域・外郭	補助	8/10	2/10	—
		係留・臨港交通施設	補助	6/10	3/10	1/10
港湾改良費			単独	—	2/3	1/3
港湾災害関連事業費	一般		補助	5/10	5/10	—
	離島			11/20	9/20	—
直轄港湾改修費等負担金	一般	岸壁・泊地	直轄	5/10, 5.5/10	5/10, 4.5/10	—
		航路		2/3	1/3	—

注) 平成24年度補正予算(緊急経済対策分)に基づき実施する事業については、市町(地元)負担金は徴収しない。

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
広域漁港整備事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく、水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく、水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送、用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
地域水産物供給基盤整備事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく、水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく、水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送、用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港漁場機能高度化事業 (漁港局部改良事業)	本土	一般	補助	3/6	2/6	1/6	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般		5.5/10	4/10	0.5/10	
		市町補助		(間接補助) 5.5/10	—	4.5/10	
漁港整備事業	本土	主要漁港関連道	補助	3/6	2/6	1/6	
		付帯関連道改良		1/2	1/2	—	
		一般漁港関連道		1/2	1/2	—	
	離島	主要漁港関連道		5.5/10	4.5/10	—	
		付帯関連道改良		1/2	1/2	—	
		一般漁港関連道		1/2	1/2	—	
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く		補助	(間接補助) 5/10	—	5/10	
	漁業集落排水施設整備 ※下水道事業債として起債充当される施設			(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4.0/10	
漁港環境整備事業	本土	一般	補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般		5/10	4/10	1/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港改良事業			単独	—	2/3	1/3	
漁港海岸保全施設整備事業(高潮)	一般		補助	5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸保全施設整備事業(局改)	一般			10/30	17/30	3/30	
	離島			5/10	4.5/10	0.5/10	
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般	10/30	17/30	3/30		
		離島	10/30	18.5/30	1.5/30		
漁港海岸補修事業			補助	1/3	2/3	—	
公有地造成護岸等整備事業	本土		補助	4/10	5/10	1/10	
	離島			4/10	5.5/10	0.5/10	
市町事業指導費				1/2	1/2	—	
災害復旧事業	一般		補助	0.667	0.333	—	
	離島			0.8	0.2	—	
単復旧事業			単独	—	10/10	—	

注)平成24年度補正予算(緊急経済対策分)に基づき実施する事業については、市町(地元)負担金は徴収しない。

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
街路事業	補助	道路改築 一種	7.5/15	6.5/15	1/15
		道路改築 二種	7.5/15	6.5/15	1/15
		連続立体交差	7.5/15	5.5/15(6.5/15)	2/15(1/15)
		橋梁整備	7.5/15	6.5/15	1/15
		踏切除却・改良	7.5/15	6.5/15	1/15
		公共交通支援	7.5/15	6.5/15	1/15
		交通結節点改善	7.5/15	6.5/15	1/15
		無電柱化推進	7.5/15	6.5/15	1/15
	社会資本整備 総合交付金	補助	16.5/30	11.5/30 (9.5/30)	2/30 (4/30)
街路事業	単独	—	9/10	1/10	
都市公園事業	補助	用地及び補償 施設	1/3	2/3	—
			1/2	1/2	—
都市公園事業	単独	—	10/10	—	
直轄公園整備費 負担	新設	直轄	2/3	1/3	—
流域下水道事業	補助	処理場	4/6	1/6	1/6
		管渠等	3/6	1.5/6	1.5/6
			3/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	1/2	1/2	
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)	
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—	
組合土地区画整理(貸付)事業費	補助	1/2	—	1/2	

注) 街路事業のうち、平成24年度補正予算(緊急経済対策分)に基づき実施する事業については、市町(地元)負担金は徴収しない。

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
市街地再開発事業費	補助	組合等施行	2/6	1/6	市町:1/6 組合等:2/6
			個人施行	2/6	1/6
	指導監督	10/10	—	—	

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業費	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備 事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備 事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅 移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
災害復旧事業費	補助	一般	0.667	0.333	—
		離島	0.8	0.2	—
	—	単独	—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—	
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—	

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島ヘリポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

平成 25 年 4 月 1 日現在において、新たな事務の移譲はない。

事務事業移譲項目一覧表（土木局関係抜粋）

項 目	事 務 内 容	移 譲 対 象 市 町
採石業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 16 市町
開発行為等の規制	開発行為の許可，開発許可に係る建築制限等	三次市 外 5 市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等 住宅改良地区内における建築行為の制限等	三次市 外 5 市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定，証明，証明書交付	三次市 外 5 市
土地区画整理事業	施工地区内の建築行為等の制限等	竹原市 外 12 市
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等	呉市 外 15 市
農住組合	組合の設立認可，解散決議の認可，解散の届出受理，合併認可等	呉市 外 5 市
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置，行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可等（国道道の 占用に係るもの）	三次市 外 20 市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査，許可等	三次市 外 4 市
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等	
	住宅金融公庫資金貸付に係る住宅等の工事審査	三次市 外 4 市町
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	三次市 外 7 市町
	優良住宅の申請受理，審査，認定	三次市 外 4 市町
道路・街路の整備， 維持修繕	地域内で完結する県道の管理	三次市
	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	竹原市 外 16 市町
	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。）	江田島市 外 15 市町
港湾の整備，維持 及び管理	地域的に利用される地方港湾の占用許可等法令に基づく管理	
	地域的に利用される地方港湾の維持修繕	東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾の災害復旧	
河川の整備，維持 管理	市町の区域内で水系が完結する 2 級河川の維持修繕	
	市町の区域内で水系が完結する 2 級河川の河川改良等の工事実施	江田島市 外 6 市町
砂防，急傾斜，地 すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理	
	急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市 外 19 市町
港湾海岸・漁港海岸 の整備，維持及び管 理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可，工 事原因者への工事命令等法令に基づく管理	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	
建設海岸の整備， 維持及び管理	海岸保全区域に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	
	海岸保全区域に係る占用許可等日常的な管理	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	三原市，大崎上島町
	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	

(注) については，法改正・管理者変更等が必要なもの。

3 土木局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法（昭和26年法律第219号）
構 成 等	委員7人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木局 土木総務課

(2) 附属機関

- ①
- | | |
|-------|--|
| 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあつせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| 根 拠 法 | 建設業法（昭和24年法律第100号） |
| 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員15人以内及び特別委員）で構成 |
| 所 管 課 | 土木局 土木総務課 |
- ②
- | | |
|-------|---|
| 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例（平成2年広島県条例第33号） |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者7人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木局 土木総務課 |
- ③
- | | |
|-------|---|
| 名 称 | 広島県公共工事入札監視委員会 |
| 任 務 | 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。 |
| 根 拠 法 | 広島県公共工事入札監視委員会設置条例（平成15年広島県条例第4号） |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者5人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木局 建設産業課 |
- ④
- | | |
|-------|--|
| 名 称 | 広島県土地収用事業認定審議会 |
| 任 務 | 知事が事業認定に関する処分を行なうとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法（昭和26年法律第219号） |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者7人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木局 用地課 |

- ⑤ 名 称 広島県水防協議会
 任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
 根 拠 法 水防法（昭和24年法律第193号）
 構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成
 所 管 課 土木局 道路河川管理課
- ⑥ 名 称 広島県海域利用審査会
 任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
 根 拠 法 広島県の海に関する条例（平成3年広島県条例第7号）
 構 成 等 学識経験を有する者10人以内で構成
 所 管 課 土木局 港湾振興課
- ⑦ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
 任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法（昭和25年法律第218号）
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計30人以内で構成
 所 管 課 土木局 港湾漁港整備課
- ⑧ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
 任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法（昭和25年法律第218号）
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計25人以内で構成
 所 管 課 土木局 港湾漁港整備課
- ⑨ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
 任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法（昭和25年法律第218号）
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計20人以内で構成
 所 管 課 土木局 港湾漁港整備課
- ⑩ 名 称 広島県都市計画審議会
 任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する。
 根 拠 法 都市計画法（昭和43年法律第100号）
 構 成 等 学識経験者、関係行政機関の職員、市町長の代表者、県議会議員、市町議会の議長の代表者をもって30人以内で構成
 所 管 課 土木局 都市計画課

- ⑪ 名 称 広島県屋外広告物審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号）
 構 成 等 県関係吏員、県商工会議所連合会関係者、県観光連盟関係者、屋外広告物の広告業者、学識経験者をもって13人以内で構成
 所 管 課 土木局 都市計画課
- ⑫ 名 称 広島県開発審査会
 任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について審議する。
 根 拠 法 都市計画法（昭和43年法律第100号）
 構 成 等 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する者7人で構成
 所 管 課 土木局 都市計画課
- ⑬ 名 称 広島県建築審査会
 任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 構 成 等 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの7人で構成
 所 管 課 土木局 建築課
- ⑭ 名 称 広島県建築士審査会
 任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに建築士の業務の停止その他知事が行う処分について、同意を行う等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
 根 拠 法 建築士法（昭和25年法律第202号）
 構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
 所 管 課 土木局 建築課
- ⑮ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年広島県条例第13号）
 構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
 所 管 課 土木局 住宅課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人（平成25年6月20日現在）

法人の名称	広島県土地開発公社	所管課	土木局用地課
所在地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業務概要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

役・職員の状況

区分	役職員数	備考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	3人	0人	3人	0人
非常勤役員数	9人	4人	0人	5人
常勤職員数	13人	4人	1人	8人

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	抹香 尊文		常勤
副理事長	中川 道弘		常勤
常務理事	小川 茂喜		常勤
理事	奥原 信也		
理事	佐々木弘司		
理事	児玉 浩		

役職	氏名	県職員である者	備考
理事	谷村 武士		
理事	岩佐 哲也	土木局長	
理事	寄谷 純治	商工労働局長	
理事	沖田 清治	企業局長	
監事	大北 和幸	会計管理者	
監事	瀬川 清文		

組織の概要

<p>統合事務局 ※道路公社、住宅供給公社と併任</p>	備考
------------------------------	----

法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号	設立登記	昭和 5 6 年 3 月 3 0 日

基本財産等の額	6,325,000千円	うち県出資額	6,325,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	有料道路の新設, 維持修繕その他の管理を総合的, 効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り, もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設, 改築, 維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	4人	0人	4人	0人
非常勤役員数	4人	2人	0人	2人
常勤職員数	24人	10人	6人	8人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	抹 香 尊 文		常勤
副理事長	中 川 道 弘		常勤
常務理事	和 田 行 司		常勤
常務理事	小 川 茂 喜		常勤
理 事 長	岩 佐 哲 也	土木局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	向 井 隆 一		
監 事	大 北 和 幸	会計管理者	
監 事	瀬 川 清 文		

組織の概要

<p>統合事務局 ※土地開発公社, 住宅供給公社と併任</p>	備 考
---------------------------------	-----

法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区中町8番18号	設立登記	平成9年6月3日

基本財産等の額	77,368,000千円	うち県出資額	38,684,000千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(38,684,000千円, 50%)				

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	3人	2人	0人	1人
非常勤役員数	2人	1人	0人	1人
常勤職員数	70人	21人	0人	49人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	高 井 巖		常勤
副理事長	泉 谷 伸 生	土木局付（部長）	常勤
理 事	小 路 泰 広	土木局付（部長）	常勤

役 職	氏 名	県職員である者	備考
監 事	大 北 和 幸	会計管理者	
監 事	三 村 義 雄		

組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --- B[副理事長] A --- C[理事] C --- D[総務部] C --- E[企画調査部] C --- F[建設部] D --- D1[総務課(10人)] D --- D2[交通管理課(13人)] D --- D3[保全課(11人)] E --- E1[企画調査課(8人)] E --- E2[技術管理課(4人)] F --- F1[用地課(8人)] F --- F2[建設第一課(7人)] F --- F3[建設第二課(9人)] G[監事] </pre>	備 考
--	-----

法人の名称	公益財団法人 広島県下水道公社	所 管 課	土木局下水道公園課
所 在 地	広島市南区向洋沖町1番1号	設立登記	昭和56年8月1日

基本財産等の額	79,000千円	うち県出資額	39,500千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(20,375千円, 25.8%), 三原市(1,397千円, 1.8%), 福山市(12,635千円, 16.0%), 府中市(1,865千円, 2.4%), 東広島市(103千円, 0.1%), 府中町(1,416千円, 1.8%), 海田町(917千円, 1.2%), 熊野町(366千円, 0.5%), 坂町(426千円, 0.5%)				

設立目的	県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うことを目的とする。
業務概要	1 下水道に係る水質管理に関すること 2 下水道技術者の育成に関すること 3 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究に関すること 4 下水道知識の普及及び啓発に関すること 5 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理に関すること

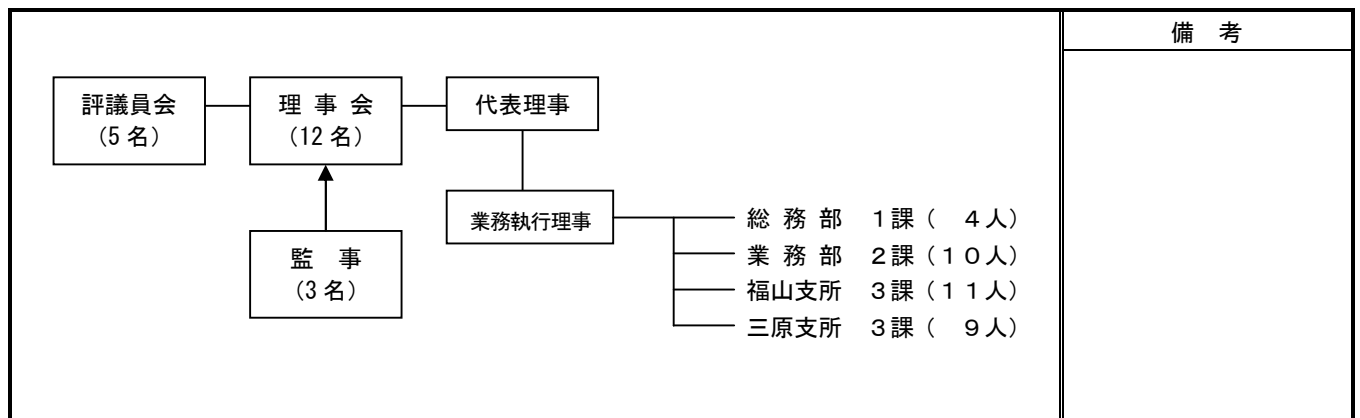
役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考			
		県職員	元県職員	その他	
常勤役員数	2人	0人	2人	0人	理事：出資市町の副市長，町長，下水道部局長 監事：広島市，三原市，福山市の会計管理者 常勤職員中その他：20人のうち5名は出資市からの派遣
非常勤役員数	13人	1人	0人	12人	
常勤職員数	34人	10人	4人	20人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表理事	中村 博		常勤
業務執行理事	河久 博夫		常勤
理 事	吉田 隆行		
理 事	和多利 義之		
理 事	山岡 寛次		
理 事	城信 誠		
理 事	平田 光章		
理 事	大元 充		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	川上 浩治		
理 事	北嶋 敏之		土木局 下水道公園課長
理 事	榎宗 文雄		
理 事	森本 昌義		
監 事	重安 正文		
監 事	浜岡 文雄		
監 事	三村 義雄		

組織の概要



法人の名称	広島県住宅供給公社	所 管 課	土木局住宅課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号	設立登記	昭和 4 1 年 3 月 3 1 日

基本財産等の額	10,000千円	うち県出資額	8,300千円	県出資比率	83%
県以外の出資者	広島市(700千円), 呉市(500千円), 福山市(250千円), 三原市(150千円), 尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営並びに賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡 3 独立行政法人都市再生機構賃貸住宅及び民間賃貸住宅の管理

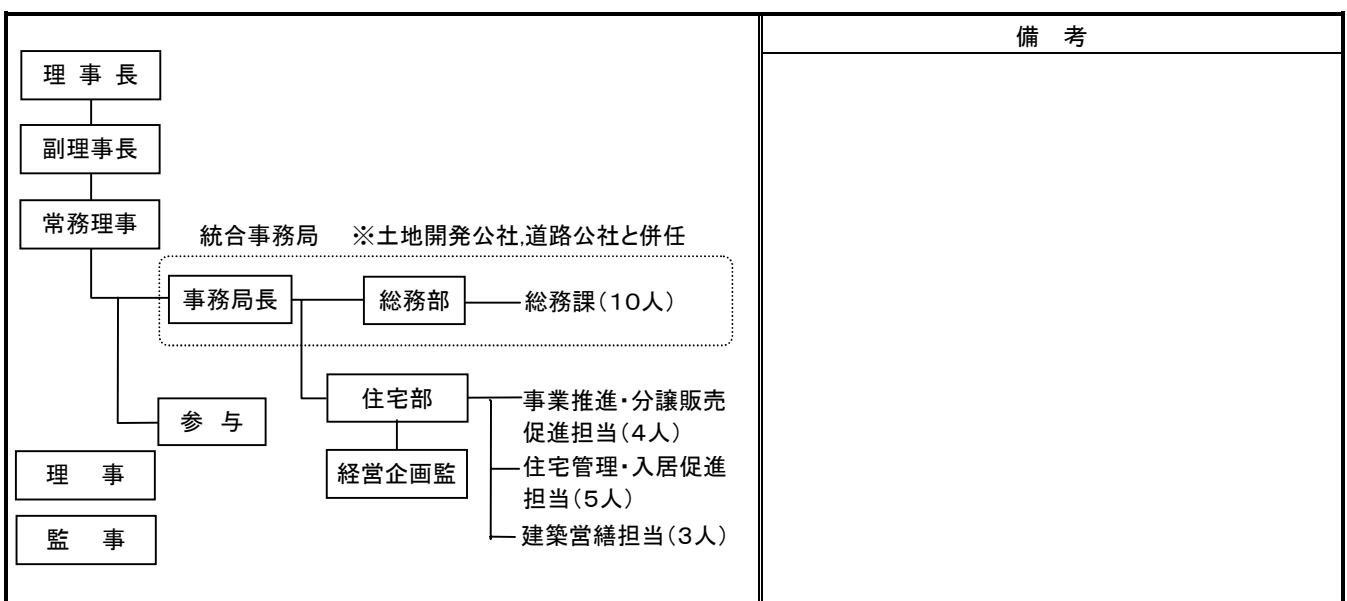
役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	4人	0人	4人	0人
非常勤役員数	7人	3人	0人	4人
常勤職員数	32人	5人	2人	25人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	抹 香 尊 文		常 勤
副理事長	中 川 道 弘		常 勤
常務理事	小 川 茂 喜		常 勤
常務理事	岡 崎 俊		常 勤
理 事	中 原 好 治		
理 事	岩 佐 哲 也	土木局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	児 玉 好 史	都市技術審議官	
理 事	佐 名 田 敬 荘		
理 事	秋 山 淳 良		
監 事	大 北 和 幸	会計管理者	
監 事	三 村 義 雄		

組織の概要



法人の名称	株式会社 ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設立登記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1,000,000千円	うち県出資額	510,000千円	県出資比率	51.0%
県以外の出資者	広島市(90,000千円, 9.0%), ヤマハ発動機株式会社(52,000千円, 5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円, 3.0%), マツダ株式会社(30,000千円, 3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円, 2.3%), 株式会社中国新聞社(20,000千円, 2.0%)				

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業務概要	1 港湾施設及び漁港施設の管理運営業務 2 港湾施設, 漁港施設, 建物, 荷役機械等の保守, 補修及び清掃等の維持管理業務 3 船艇の賃貸, 保管及びメンテナンス業務 4 船舶給水業務

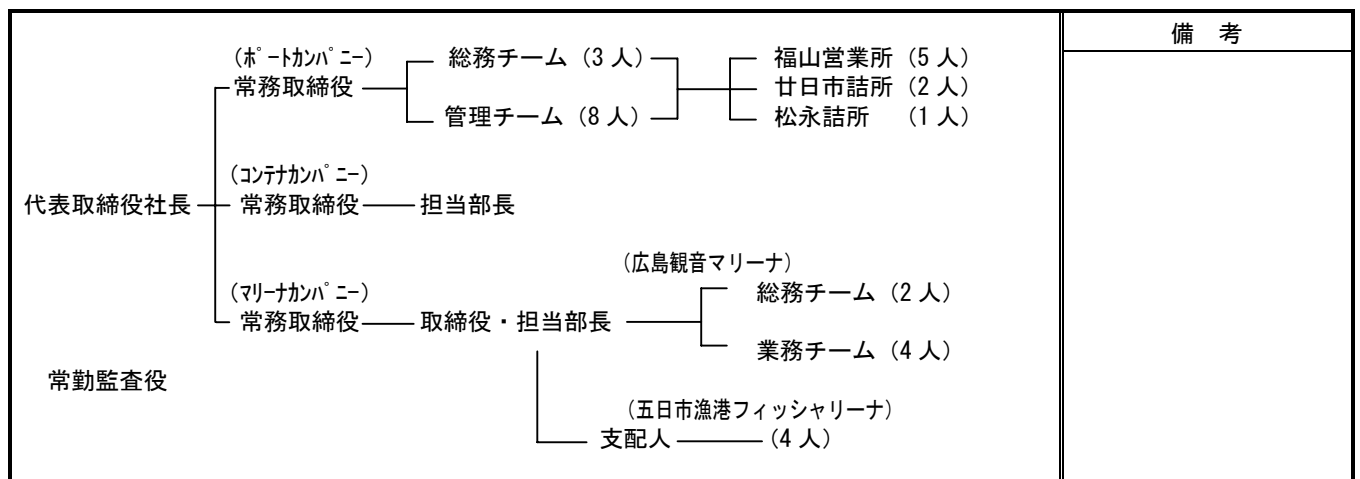
役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	6人	0人	3人	3人
非常勤役員数	9人	1人	0人	8人
常勤職員数	31人	3人	4人	24人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長	内田 隆		常勤
常務取締役	延藤 照章		常勤
常務取締役	山田 茂		常勤
常務取締役	松岡 啓二		常勤
取 締 役	加藤 雅啓	土木局 空港港湾部長	
取 締 役	西岡 誠治		
取 締 役	服部 博		
取 締 役	小谷 新		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取 締 役	吉原 誠		
取 締 役	仁田 一郎		
取 締 役	藤井 照憲		常勤
常勤監査役	頼 實 篤之		常勤
監 査 役	平野 博昭		
監 査 役	下土井 斉		
監 査 役	石川 順三		

組織の概要



法人の名称	広島空港ビルディング株式会社	所 管 課	土木局空港振興課
所 在 地	広島県三原市本郷町善入寺64番31号	設立登記	昭和36年4月17日

基本財産等の額	3,501,000千円	うち県出資額	1,372,400千円	県出資比率	39.2%
県以外の出資者	全日本空輸株式会社(371,800千円, 10.6%), 中国電力株式会社(126,000千円, 3.6%) 日本航空株式会社(371,800千円, 10.6%), 株式会社広島銀行(126,000千円, 3.6%) マツダ株式会社(116,000千円, 3.3%) など59団体				

設立目的	空港ターミナルビルの経営, 航空事業者及び旅客等を対象とした事業の実施
業務概要	1 広島空港ターミナルビル等の管理・運営 不動産等貸付事業, 委託販売等事業, 直営販売事業, 広告事業等 2 ホテル事業 3 広島西飛行場ビルの管理

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	7人	1人	1人	5人
非常勤役員数	5人	0人	0人	5人
常勤職員数	32人	0人	0人	32人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役 執行役員社長	富永嘉文		常勤
代表取締役 執行役員副社長	山本健一		常勤
取締役 常務執行役員	開本出	土木局付 (退職派遣)	常勤
取締役 執行役員	鎌屋克利		常勤
取締役 執行役員	福田哲二		常勤
取締役	林克士		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取 締 役	佐々木茂喜		
取 締 役	戸崎肇		
常任監査役	織田珧治		常勤
監 査 役	細川匡		
監 査 役	小野隆平		
執行役員	大藤伸二		常勤

組織の概要

<pre> graph TD A[取締役会] --> B[代表取締役執行役員社長] B --> C[代表取締役執行役員副社長] C --> D[取締役常務執行役員] D --> E[常任監査役] D --> F[企画総務部 5人] D --> G[航空サービス部 4人] D --> H[個客サービス部 20人] D --> I[施設企画部 6人] </pre>	<p>ただし、航空サービス部、個客サービス部及び施設企画部の人員数には執行役員各1名ずつを含む。</p>	備 考
---	--	-----